

宅建朝から1問 宅建業法 帳簿 宅建 H28-29-ウ 《#923》

【問】正誤をつけよ。

宅地建物取引業者Aが、法第49条の規定によりその事務所ごとに備えるべきこととされている業務に関する帳簿について、取引関係者から閲覧の請求を受けたが、閲覧に供さなかった場合、宅地建物取引業法の規定に違反する。✖

【答え】誤り

《ポイント》 帳簿【宅建★入門】

帳簿

- ・事務所ごとに備える
- ・取引のあったつど、一定の事項を記載しなければならない
- ・各事業年度の末日に閉鎖し、閉鎖後5年間保存。ただし、新築住宅の売主となる場合、閉鎖後10年間保存
- ・取引の関係者から請求があっても閲覧させる義務はない

⇒ 罰則あり

※ 従業者名簿

宅建物者は、取引の関係者から請求があつたときは、従業者名簿をその者の閲覧に供しなければならない。

【渋谷会】夏の宅建講座をご利用ください

夏から一気に挽回 ⇒ 「宅建 夏からインプット【速攻 30】講座」

本試験での解き方を知りたい ⇒ 「宅建過去問演習講座」アウトプット講座

基本から万全の準備 ⇒ 「宅建 夏から【速攻】合格セット」上記2講座のセット

<https://shibuyakai.com/>